令和2年　月　日

大田区訪問介護事業者連絡会運営規程の改正について（案）　　　　　　　　　（別紙）

（改正内容　相談役の追記）

|  |  |
| --- | --- |
| 旧 | 新 |
| （役　員）  第１２条　この会に次の役員を置く。  　（１）会長　　　１名  　（２）副会長　　４名  　（３）運営委員　６～１０名  　（４）会計　　　２名  （５）監事　　　２名  （６）広報　　　２名  （７）協力員　若干名  ２、役員は会員から選出する。  ３、役員は選出された会員の事業所に所属する個人をいう。  ４、会長、副会長は運営委員会で選任し、総会において信任する。  ５、運営委員及び監事は、総会において信任する。  ６、運営委員及び監事に欠員が生じた場合において、総会を招集するいとまがないときは運営委員会において選任し、その後最初に開催される総会において、その承認を得なければならない。  ７、運営委員及び監事は、相互に兼ねることはできない。  ８、運営委員会に事務局担当をおく。  ９、協力員は運営委員会において選任する。  （総　会）  第１７条　総会は、会員をもって構成する。  ２、総会は、当会の運営に関する重要な事項を議決する。  ３、通常総会は、毎年１回開催する。  ４、臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。  　（１）会長が認めたとき。  　（２）会員の総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により召集の要請があったとき。  　（３）監事から召集の請求があったとき又は監事が召集したとき。 | **（役　員）**  **第１２条　この会に次の役員を置く。**  **（１）会長　　　１名**  **（２）副会長　　４名**  **（３）運営委員　６～１０名**  **（４）会計　　　２名**  **（５）広報　　　２名**  **（６）相談役　　１名**  **（７）監事　　　２名**  **（８）協力員　若干名**  **２、役員は会員から選出する。**  **３、役員は選出された会員の事業所に所属する個人をいう。**  **４、会長、副会長は運営委員会で選任し、総会において信任する。**  **５、運営委員及び監事・相談役は、総会において信任する。**  **６、運営委員及び監事に欠員が生じた場合において、総会を招集するいとまがないときは運営委員会において選任し、その後最初に開催される総会において、その承認を得なければならない。**  **７、運営委員及び監事・相談役は、相互に兼ねることはできない。**  **８、運営委員会に事務局担当をおく。**  **９、協力員は運営委員会において選任する。**  **１０、相談役は会長、副会長経験者とし委員の相談や連絡会の運営にアドバイスを行う。**  （総　会）  第１７条　総会は、会員をもって構成する。  ２、総会は、当会の運営に関する重要な事項を議決する。  ３、通常総会は、毎年１回開催する。  ４、臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。  　（１）会長が認めたとき。  　（２）会員の総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により召集の要請があったとき。  　（３）監事から召集の請求があったとき又は監事が召集したとき。  ５、書面による表決および委任  総会の構成メンバーである会員は、やむ  を得ず総会に出席できない場合、予め提  示された議案について書面を提出して表  決するか、委任状を提出して他の構成メ  ンバーに表決を委任することができる。  この書面または委任状を提出した者は総  会に出席したものとみなす。ただし、受  任者の名前の記載なき場合および大田区  訪問介護事業者連絡会が定める期限まで  に委任状の提出がない場合は、議長に委  任したものとみなす。 |